

3 今後の協議会の進め方について（案）

当協議会においては、がん検診推進条例やがん対策推進計画（第三次）を踏まえ、がん検診受診率向上及びその他がん検診の推進のための取組を協議する。

（1）協議会専門部会の設置について

- 市町村が実施する住民検診及び職域における検診について、それぞれの取組を検討するため、協議会の下部組織として、「住民検診推進部会」及び「職域検診推進部会」の専門部会を設置する。
- 各専門部会の構成員は、「参考資料 9」のとおり。
 - ・住民検診推進部会：市町村がん検診主管課長，県医師会，検診機関，協会けんぽ
 - ・職域検診推進部会：企業・団体，県医師会，検診機関，健保連 等

（2）今年度の各専門部会における検討事項について

住民検診推進部会における検討事項

- 住民検診の受診率向上に関すること
 - ・各市町村が受診率向上のために行っている受診勧奨の方法，受診環境整備などの現状の把握と課題の整理
 - ・課題の解決に向けた対応策の検討
 - ・受診率向上のための目標設定の検討

職域検診推進部会における検討事項

- 職域におけるがん検診受診率向上に関すること
 - ・事業者及び従業員に対するがん検診の重要性の周知，受診勧奨の推進方策の検討

*がん検診受診率向上及びその他がん検診の推進のための取組をより実務的に検討するため、必要に応じて専門部会の中にワーキンググループを設置する。

- 住民検診推進部会ワーキンググループ
 - 構成：県及び市町主管課担当者（6市町村程度）
 - 詳細は，住民検診推進部会で決定する。

(3) 今後のスケジュールについて

